

広島県告示第七百二十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十二年八月三十日

広島県知事 湯崎英彦

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
指定介護予防サービス事業者	介護予防サービス事業を廃止した事業所	サービスの種類	廃止年月日		
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社ほつとタイム	福山市草戸町一六八二番地	デイサービスセンターほつとたいむ	福山市草戸町一六八二番地	介護予防通所介護	平成二十二年六月一日
医療法人社団飛翔会	広島市南区稲荷町三番二〇号	東広島整形外科クリニック	東広島市西条町御園宇四二八一	介護予防通所リハビリテーション	平成二十二年六月三〇日
医療法人厚生堂	広島市西区三篠町一丁目一番二号	長崎病院訪問ヘルパーステーション	広島市西区三篠町一丁目一番二号	介護予防訪問介護	平成二十二年七月一日
株式会社オワークスコーポレーション	広島市西区三篠町三丁目一八番一八〇五号	デイサービスセンターやまぼつし	広島市安佐北区落合南一丁目一八一四	介護予防通所介護	平成二十二年七月三十一日
アサヒサンクリーン株式会社	東京都北区上十条一丁目二番一五号	アサヒサンクリーン株式会社尾道営業所	尾道市美ノ郷町三成一四八一	介護予防訪問介護	平成二十二年七月三十一日